

転院搬送ガイドライン

岡山県南東部メディカルコントロール協議会

1 目的

このガイドラインは、救急業務としての転院搬送を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

2 定義

「転院搬送」とは、医療機関に収容されている傷病者を消防機関の車両等を用いて他の医療機関へ搬送することをいう。

3 転院搬送の要件

救急業務としての転院搬送は、原則として以下の（１）及び（２）の条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施する。

（１）緊急性

緊急に処置が必要であること。

（２）専門医療等の必要性

高度医療や専門医療が必要等により、要請元医療機関での治療が困難であること。

4 転院搬送の実施にあたり必要な事項

（１）搬送先医療機関の選定

要請元医療機関が、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの承諾を得ておくこと。

（２）緊急自動車への同乗

転院搬送は、要請元医療機関が、その管理と責任の下で行うものであり、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し了承を得るとともに、搬送先医療機関にその旨を伝え必要な申し送りを行うこと。

なお、医師等が同乗できない場合でも、要請元医療機関は、処置等について救急隊に必要な指示を行うとともに、搬送中の救急隊からの指示・助言の要請に対処できる体制をとるものとする。

（３）転院搬送依頼書の提出

要請元医療機関は、「転院搬送依頼書（別紙様式）」（以下、「依頼書」という。）を作成し、消防指令センター（通信指令室）へFAX送信、救急車到着後、救急隊に依頼書原本を手交するものとする。

5 その他

（１）長距離搬送を伴う転院搬送は原則として避けるべきであるが、やむを得ない事情がある場合は、その都度消防本部（局）と協議する。

（２）転院搬送について、医療機関と消防本部（局）において、個別に合意形成されている場合（依頼書の様式等）は、それに従うものとする。

附則

このガイドラインは令和6年5月23日から施行する。

転院搬送要請フローチャート

瀬戸内市消防本部

